

ETCシステムを安全にご利用いただくためのお願い

利用時には・・・

- ・ ETCカードの有効期限を確認してください。
- ・ ETCカードを車載器に確実に挿入し、正常に作動することを確認してください。

料金所走行時には・・・

- ・ 無理な車線変更は危険ですのでおやめください。
- ・ ETCレーンは十分な車間距離と時速20Km以下の安全速度で走行してください。
- ・ ETCレーンでの並走・追い抜きは禁止です。

開閉バーが開かなかった時には・・・

- ・ 後続車との事故につながる可能性がありますので、絶対に車をバックさせないでください。

再セットアップについての注意事項

- ・ 次の場合には、必ず再セットアップを行ってください
 - ア 車載器を他の車両に付け替えた場合。
 - イ 車両のナンバープレートが変更になった場合。
 - ウ 車両をけん引できる構造に改造した場合、等
- ・ 必要な再セットアップを行わずにETCシステムを利用しますと、料金所のゲートが開かなかったり、不正走行とみなされる場合があります。

車載器のID付きプローブ情報の利用と取り扱いについて

- ・ 道路管理者は、経路情報を活用したサービスを提供するため、車両を特定できる走行位置の履歴等の情報を収集します。これにより経路情報を活用したサービスを提供することが可能となり、渋滞等を迂回する経路を走行したドライバーを優遇することなどが期待されます。
- ・ 収集した情報は、当該サービスの提供またはその検証以外には利用しません。

確認事項

1. ETC利用に関わる責任の区分
ETCの利用に際して、取扱店は故意または過失の場合を除き、一切の責任を負わないものとします。
2. 個人情報の取扱いについて
利 用 目 的 : 申込者の氏名、ご住所および電話番号(以下「個人情報」といいます)は、セットアップの実施およびセットアップに関する連絡を行うために利用します。個人情報は車載器には格納されません。
個 人 情 報 の 第 三 者 提 供 : 個人情報をセットアップ事業者および一般財団法人ITSサービス高度化機構(以下「ITS-TEA」といいます)に提供し、提供先が実施されたセットアップに関する連絡を行うために利用する場合があります。
セ ッ ト ア ッ プ : セットアップを実施した車両、車載器、取扱店等の情報(以下、総称して「セットアップデータ」といいます)は、ITS-TEA からETC およびETC2.0に関するサービスを提供する有料道路事業者提供に提供され、当該サービスの申し込みを受けた有料道路事業者は、その申し込みの処理にあたり、セットアップデータを本人が識別可能な個人データとして取扱います。

お客様保存用

ETCシステム利用規程

(目的)

第1条 この利用規程は、東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社及び公社等(有料道路自動料金収受システムを使用する料金徴収事務の取扱いに関する省令(平成11年建設省令第38号)(以下「省令」といいます。))第2条第1項に基づく公告又は公示を行った地方道路公社又は都道府県若しくは市町村である道路管理者をいいます。以下同じです。)が省令第2条第2項の規定に基づき、周知すべき事項を定めたものです。

(遵守事項)

第2条 無線通信により通行料金の支払いに必要な手続を自動的に行う仕組み(以下「ETCシステム」といいます。)を利用しようとする者は、この利用規程を遵守しなければなりません。遵守しない場合は、ETCシステムを使用して通行料金を収受する東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社及び公社等(以下「ETCシステム取扱道路管理者」といいます。))は、ETCシステムの利用を拒絶することがあります。

(利用に必要な手続)

第3条 ETCシステムを利用しようとする者は、第一号に掲げる手続を経た上、第二号から第四号に掲げる手続を行わなければなりません。

一 ETCシステム取扱道路管理者又はETCシステム取扱道路管理者との契約に基づきETCカード(車載器(自動車(道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第2条第2項に規定する自動車をいいます。以下同じです。))に取り付けて道路側のアンテナと通行料金の支払いに必要な情報を交信する無線機をいいます。以下同じです。))に挿入して車載器を動作し、及び通行料金の支払いに必要な情報を記録するカードをいいます。以下同じです。))を発行する者の定める手続によりETCカードの貸与を受けること。

二 ETCシステムを利用する自動車に車載器メーカーが適合するものと定めた車載器を購入その他の方法により取得すること。

三 前号で取得した車載器を、車載器メーカーが示す方法により自動車に取り付けること。

四 省令第4条第1項第三号に規定する一般財団法人が定める方法により、第二号で取得した車載器を通行料金の支払いに必要な情報を記録して利用可能な状態にすること(以下「セットアップ」といいます。))。ただし、二輪車(道路運送車両法第3条の小型自動車又は軽自動車である二輪自動車(側車付二輪自動車(またがり式の座席、ハンドルパー方式のかじ取り装置及び3個の車輪を備え、かつ、運転者席の側方が開放された自動車であって、三輪幌型自動車として登録されている自動車を含みます。以下同じです。))を含みます。))をいいます。以下同じです。))でETCシステムを利用する者は、セットアップに先立ち、ETCシステム取扱道路管理者が別に定めるところに従い、所定の事項をETCシステム取扱道路管理者に登録すること。

(車載器の取扱い)

第4条 車載器の分解、改造等機能を損なうおそれのある行為を行ってはなりません。

2 車載器のアンテナ周辺に物を置くなどして電波をさげつつはけません。

3 車載器を取得した者は、車載器の取り付けられた自動車のナンバープレート(自動車登録番号標及び車両番号標をいいます。))が変更になった場合、車載器の取り付けられた自動車をけん引できる構造に改造した場合、車載器を他の自動車に付け換えた場合等セットアップされている情報に変更が生じた場合には、再度セットアップをしなければなりません。

(ETCカードの取扱い)

第5条 ETCカードの分解、改造等機能を損なうおそれのある行為を行ってはけません。

2 ETCカードの貸与を受けた者は、ETCカードを紛失、盗難等により亡失した場合及び貸与されたETCカードが破損、変形した場合は、ただちにその旨をETCカードを発行した者に通知してください。

3 有効期限が経過しているETCカード及びETCシステム取扱道路管理者又はETCシステム取扱道路管理者との契約に基づきETCカードを発行する者が無効としたETCカードは利用することができません。

(利用方法)

第6条 ETCシステムを利用する者は、ETCカードを車載器に確実に挿入し、ETCシステムが利用可能な状態になったことを確認の上、車線表示板(料金所の車線の上に設置されたETCシステムの利用の可否を示す案内板をいいます。以下同じです。))に「ETC」、「ETC専用」、「ETC／一般」若しくは「ETC／サポート」の表示がある車線(以下「ETC車線」といいます。))、スマートIC(地方公共団体が高速自動車国道法(昭和32年法律第79号)第11条の2第1項の規定に基づき連結許可を受けた同法第11条第一号の施設又は道路法(昭和27年法律第180号)第48条の5第1項の規定に基づき連結許可を受けた同法第48条の4第一号の施設で、道路整備特別措置法施行規則(昭和31年建設省令第18号)第13条第2項第三号本文に規定するETC専用施設のみが設置され、同号イに規定するETC通行車のみが通行可能なインターチェンジをいいます。以下同じです。))の車線(料金所以外の箇所において「ETC」の表示があるETC通信施設の設置された車線を除きます。以下同じです。))又は一旦停止を要するETC車線(ETCシステム利用規程実施細則第6条その他の事項に定める料金所をいいます。以下同じです。))を通行してください。

(ETCシステムの利用制限等)

第7条 ETCシステム取扱道路管理者は、道路の管理上必要な場合は、予告なくETCシステムの利用を制限し、又は中止することがあります。

(通行上の注意事項)

第8条 ETCシステムを利用する者は、ETC車線を通行する場合は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければなりません。

一 ETC車線が利用可能であることを確認し、20キロメートル毎時以下に減速して進入すること。

二 ETC車線内は徐行して通行すること。

三 前車が停止することがあるので、必要な車間距離を保持すること。特に車線表示板に「ETC／一般」又は「ETC／サポート」の表示がある車線では、前車がETCシステムを利用しない場合は、停止するので注意すること。

四 路側表示器(車線の側方に設置される装置で、通行することの可否のほか、車種の区分、通行料金の額等を表示するものです。以下同じです。))に通行することができる場合は「↑」、通行することができない場合は「STOP 停車」を表示するので、これらの表示を確認すること。

五 路側表示器の表示が「STOP 停車」の場合は、ETC車線にある開閉式の横木(以下「開閉棒」といいます。))

以下同じです。))が開かない、又は閉じるので、開閉棒の手前で停止して係員の指示に従うこと。この場合、みだりに車外に出たり前進又は後退しりしないこと。

六 路側表示器の表示が「↑」の場合は、ETC車線にある開閉棒が注意の上、徐行して通行すること。

七 他の車両と並進したり、他の車両を追い抜いたりしないこと。

2 ETCシステムを利用する者は、スマートICの車線及び一旦停止を要するETC車線を通行する場合は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければなりません。

一 当該車線の周辺に設置している案内板等に従って徐行して進入し、指定された停止位置(以下「停止位置」といいます。))で、必ず一旦停止すること。なお、停止位置で通信開始ボタンを押す必要がある場合には、案内板等の指示に従うこと。

二 他の自動車と並進したり、他の自動車を追い抜いたりしないこと。

三 開閉棒が開くのを確認し、開閉棒その他の設備に衝突しないよう注意の上、徐行して通行すること。

四 開閉棒が開かない場合は、開閉棒の手前で停止して係員に申し出ること。

3 二輪車でETCシステムを利用する者は、ETC車線、スマートICの車線及び一旦停止を要するETC車線を通行する場合は、前2項各号に掲げる事項のほか、次の各号に掲げる事項を遵守しなければなりません。

一 案内板や路面表示等により、二輪車の通行が可能な車線であることを確認し、進入すること。

二 案内板や路面表示等により、通行方法が示されている場合は、これらの表示に従って通行すること。

三 蛇行、斜行しなせず、前車と十分な車間距離を保持し、1台ずつまっすぐに進入すること。

4 二輪車(この項においてのみ側車付二輪自動車を除きます。))でETCシステムを利用する者は、ETC車線を通行する場合は、開閉棒が開かない、又は閉じるときは、第1項第五号の規定にかかわらず、後退したりせず、開閉棒及び後続車等に十分注意を払い、安全を確認の上、開閉棒を避けてETC車線から退避してください。この場合、駐停車が禁止されていない場所から安全を確認の上、遅滞なく、当該ETC車線を管理するETCシステム取扱道路管理者あてに連絡し、指示に従ってください。

5 係員が車線を横断する場合がありますので、十分に注意して通行してください。

6 ETCシステムを利用する者は、料金所以外の箇所において「ETC」の表示があるETC通信施設の設置箇所付近を通行する場合は、標識その他の方法による表示に従ってください。この場合において、同一車線内での並走及び追い抜き並びに路肩走行を行ってはけません。

(ETCシステムを利用しない場合の通行方法)

第9条 ETCシステムを利用しない者は、車線表示板に「ETC」又は「ETC専用」の表示がある車線、スマートICの車線及び一旦停止を要するETC車線に進入してはいけません。誤って、これらの車線に進入した場合は、開閉棒の手前で停止して係員の指示に従ってください。この場合、みだりに車外に出たり前進又は後退したりしてはいけません。

(通行料金の計算)

第10条 ETCシステムを利用した場合は、ETCシステム取扱道路管理者の記録装置に記録された通行実績に基づき通行料金の計算を行います。

(免責)

第11条 ETCシステム取扱道路管理者は、ETCシステムを利用しようとする者又はETCシステムを利用した者がこの利用規程に従わないで被ったいかなる損害について、一切の責任を負いません。

(別の定め)

第12条 利用証明書書を必要とする場合、障害者割引措置を受けようとする場合その他ETCシステムの利用に関して必要な事項は、この利用規程に規定するもののほか別に定めます。

附則

1 この利用規程は、令和7年11月9日から適用します。
2 令和5年3月26日付けETCシステム利用規程(以下「旧利用規程」といいます。))は、本規程の適用をもって廃止します。なお、本規程の適用前に旧利用規程の規定に基づき行われた手続で、本規程の適用の際現に効力を有するものは、本規程の規定により行われたものとします。

ETCシステム利用規程第12条に基づき、ETCシステムのご利用に関して必要な事項を「ETCシステム利用規定実施細則」として定めています。こちらも必ずご確認ください。
(<https://www.go-etc.jp/kitei/saisoku.html>をご覧ください。))

ETC車載器のセキュリティ規格が変更されます ☆規格の確認方法は下記参照

ETCにおいてお客様の決済情報を将来にわたり安全に保護するため、セキュリティ規格の変更を予定しています。将来実施されるセキュリティ規格の変更に対応した新セキュリティ対応車載器の販売が開始されています。

〈実施予定時期〉

具体的な時期は未定ですが、現行のセキュリティ(車載器、カード)に問題が発生しなければ最長で2030年頃までとなる予定です。ただし、セキュリティに問題が発生した場合は、変更時期が早まる可能性があります。

〈ETC車載器のセキュリティ規格を確認する方法〉
車載器管理番号により確認できます。車載器セットアップ申込書または車載器セットアップ証明書に記載されている車載器管理番号の19桁の始まり(左端)の数字で区分されています。

- ・新セキュリティ対応車載器:「1」
- ・旧セキュリティ対応車載器:「0」

また、車載器の機種によっては音声やナビ画面での表示で車載器管理番号を確認することが可能です。詳細は、各車載器メーカーや車両メーカーにお問い合わせください。

ETCのセキュリティ規格の変更について
「よくある質問」はこちら ⇒

<https://www.go-etc.jp/faq/newsecurity.html>



お客様保存用

ETC2.0車載器DSRC部 使用規程

(目的)

第1条 ETC2.0車載器(ETCシステム(道路事業者が定める「ETCシステム利用規程」第2条に規定する仕組みをいいます。以下同じです。))を利用する機能、およびDSRC通信[*1]を介して利用することができる各種サービス(以下「サービス」といいます。))を利用する機能を有する車載器をいいます。)のDSRC部(以下「車載器DSRC部」といいます。)*2 使用規程(以下「本規程」といいます。))は、車載器DSRC部を使用してサービスを利用する目的で、車載器DSRC部を自己の車両に取り付け、セットアップを行い、車載器DSRC部を使用可能な状態とする車載器使用者(以下「使用者」といいます。))に対し、車載器DSRC部のセキュリティと型式登録等業務に係る運用と管理を行う一般財団法人ITSサービス高度化機構*3(以下「運用管理機関」といいます。))が、使用者の遵守すべき基本的事項を定めるものです。なお、本規程はETCについては規定していないため、ETCを利用する場合は、使用者は「ETCシステム利用規程」を遵守する必要があります。

- *1 DSRC通信 一般社団法人 電波産業会がARIB STD T75「狭域通信(DSRC)システムDEDICATED SHORT-RANGE COMMUNICATION SYSTEM」として制定した通信方式であり、スポット通信ともいう
- *2 車載器DSRC部 一般社団法人 電子情報技術産業協会がJEITA TT-6002A「ITS車載器DSRC部標準仕様」として制定したDSRC部を適用範囲とする
- *3 一般財団法人ITSサービス高度化機構 高度道路交通システムサービスにおける有料道路自動料金収受システム及び狭域通信を応用したシステムに関するセキュリティ確保等の業務を通じて、道路利用者の利便性の向上と道路の効率的な利用に寄与することを目的として設立された一般財団法人「ITSサービス高度化機構」(ITS Technology Enhancement Association)のことをいう

(規程の遵守)

第2条 使用者は、サービスを利用する場合、本規程を遵守しなければなりません。また、個々のサービス(以下「個別サービス」といいます。))の提供者が利用上のお知らせ、注意事項、周知事項、告知、あるいは利用規程又は利用約款等の規約(以下「個別サービス利用規程・約款」といいます。))を制定している場合、当該個別サービスの利用にあたっては、使用者自身の判断でそれらを承諾し、遵守しなければなりません。

(車載器DSRC部の取得・取り付け・セットアップ)

- 第3条 使用者は、サービスを利用しようとする場合、サービスを利用する自動車(道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第2条第2項に規定する自動車をいい、以下「車両」といいます。))に車載器DSRC部を取り付け、サービスを利用するために必要な情報を車載器DSRC部に格納するセットアップ(以下「セットアップ」といいます。))を行なわなければなりません。
- 1 使用者は、車載器DSRC部の取り付けとセットアップを行うにあたり、次の各号に掲げる手続が必要になります。
 - 一 サービスを利用する車両に対し、車載器メーカーが適合するものと定めた車載器DSRC部を購入その他の方法により取得すること。
 - 二 前号で取得した車載器DSRC部を、車載器メーカーの示す方法により車両に取り付けること。
 - 三 第一号で取得した車載器DSRC部に対し、運用管理機関が定める方法によりセットアップを行い、サービスを利用可能な状態にすること。
 - 3 車載器DSRC部の取り付けとセットアップを行なうにあたり、使用者が本規程を遵守しない場合は、第2項第三号に掲げるセットアップを拒否されることがあります。

(車載器DSRC部の複数台取り付けの禁止)

- 第4条 車両内に、DSRC通信を使用する車載器DSRC部(またはETC専用の車載器)を複数台取り付けられた場合、第5条(DSRC通信障害)に示す混信要因となり、双方の車載器DSRC部が正常に動作しない場合がありますので、複数台の車載器DSRC部(またはETC専用の車載器)を取り付けはできません。このため、使用者は、取得した車載器DSRC部を取り付ける前に、すでに取り付けられた車載器DSRC部(またはETC専用の車載器)がないことを確認(以下「複数台取り付けの確認」といいます。))しなければなりません。なお、ビルトイン装着の車載器DSRC部(またはETC専用の車載器)が想定される場合は、第4項にしたがって措置してください。
- 2 複数台取り付けの確認は、セットアップ申込み時に確認しなければなりません。
 - 3 中古で購入した車両または譲渡を受けた車両等に新たに車載器DSRC部を取り付ける場合、複数台取り付けの確認には、特に注意してください。
 - 4 車載器DSRC部(またはETC専用の車載器)のビルトイン装着が想定される車両は、事前に車両販売ディーラー等に確認し、必要な措置を講じてください。
 - 5 第2項から第4項による確認等を行なっても、複数台の車載器DSRC部(またはETC専用の車載器)が取り付けられていないことを保証するものではありません。サービスの利用時等において複数台取り付けが確認されたときは、使用者は、速やかに混信要因を取り除いて利用してください。

(DSRC通信障害要因)

- 第5条 車載器DSRC部は、DSRC通信を介してサービスを利用することができます。しかし、電波は周囲環境等の影響を受けるため、100%確実に通信できることは保証されていません。このため、通信状況によってはサービスを受けられないことがあります。
- 2 車載器DSRC部の取り付け位置の近傍に電波を反射する金属製の板または機器類等がある場合は、電波の反射によるDSRC通信不良の要因となりますので、取り付け位置の近傍に、電波を反射するおそれのある金属製の板または機器類等を置かないでください。
 - 3 車載器DSRC部(またはETC専用の車載器)の複数台取り付けは、電波の混信によるDSRC通信不良の要因となります。
 - 4 第2項及び第3項以外にも、近傍車両による遮蔽及び反射、近傍車両に取り付けられた車載器DSRC部との混信等による通信障害等、周囲環境によりサービスが利用不能となる事態が発生することがあるため、使用者ご自身の責任においてサービスを利用しなければなりません。
 - 5 車載器DSRC部のアンテナ周辺に物を置くなどで電波をさえぎってはけません。
 - 6 熱反射ガラス等が装着されている車両は、正常な通信ができない場合があります。事前に車両販売ディーラー等に相談し、必要な措置を講じてください。

(車載器DSRC部の取扱い)

- 第6条 使用者は、車載器DSRC部の分解、改造等機能を損なうおそれのある行為を行ってはけません。
- 2 車載器DSRC部を他の車両に付け替えた場合、車両のナンバープレートが変更になった場合、車両を牽引できる構造に変更した場合等には、再セットアップをしなければなりません。

(サービス利用上の注意)

- 第7条 サービスの利用方法は利用する個別サービスにより異なります。利用に際しては、個別サービス提供者が個別サービス利用規程・約款を制定している場合、それらを遵守しなければなりません。
- 2 車載器DSRC部の種類によって受けられる個別サービスと受けられない個別サービスがあります。車載器DSRC部を取得する前に、車載器DSRC部の説明書等によりあらかじめ

確認し、取得する車載器DSRC部を選択してください。

(免責等)

- 第8条 セットアップ事業者(セットアップ登録店)は車載器DSRC部へのセットアップ行為について、第4条(車載器DSRC部の複数台取り付けの禁止)及び第5条(DSRC通信障害要因)に起因するサービス利用上の不利益については、一切の責任を負いません。
- 2 運用管理機関及び車載器メーカー並びにセットアップ事業者(セットアップ登録店)は、個別サービス利用に際して使用者が本規程に従わないで被った損害については、一切の責任を負いません。個別サービス提供者が提供する個別サービス固有のトラブルと想定される場合は、当該サービス提供者と協議し解決してください。また、車載器DSRC部の不具合に起因すると思われる動作不良につきましては、車載器メーカーに問合せてください。

(附則)

- 1 本規程は、平成 28年7月1日から適用します。

車載器のID付きプローブ情報の利用及び取り扱い方針

国土交通省、東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、名古屋高速道路公社、福岡北九州高速道路公社及び広島高速道路公社(以下、「道路管理者」といいます。))は、ETC2.0車載器及びETC2.0対応カーナビから収集する車載器のID付きプローブ情報の利用や取り扱いの方針について、次の通り定めます。車載器のID付きプローブ情報を提供いただくことで、経路情報を活用したサービスを提供することが可能となり、渋滞等を迂回する経路を走行したドライバーを優遇することなどが期待されます。

1.車載器のID付きプローブ情報

(1)ここで「車載器のID付きプローブ情報」とは、ETC2.0車載器及びETC2.0対応カーナビに記録された走行位置の履歴など「プローブ情報」に車両を特定するための「車載器のID」を付与した情報で、道路管理者が管理するITSスポット(DSRC路側無線装置)※1と通信を行うことによりETC2.0車載器及びETC2.0対応カーナビから収集される情報を言います。

- ※1: 道路管理者とプローブ情報の収集に関する協定等を結んだ者が管理するITSスポットを含みます。
- (2)「車載器のID付きプローブ情報」として収集される情報は次のとおりです。※2

- ETC2.0車載器及びETC2.0対応カーナビに関する情報(無線機に関する情報(製造メーカ、型番等)、カーナビゲーションに関する情報(製造メーカ、型番等))
- 車両に関する情報※3
- 走行位置の履歴※4
- 急な車両の動きの履歴※4

※2: ただし、個別サービスの種類によっては、車載器のID付きプローブ情報として収集される情報以外の情報を利用する場合があります。このようなサービスを利用する場合には、その利用や取り扱いについて、当該サービス提供者の説明を受け、同意した上で当該サービスを利用してください。

※3: 車載器のセットアップの際にご提供いただいた車両情報です。車両を特定するための車載器のIDに関する情報や自動車登録番号、車両番号が含まれます。ただし自動車登録番号、車両番号については4桁の一連番号は含まれません。(例:「品川 500 あ 1234」では「1234」の部分は含まれません。)

※4: 走行開始地点や走行終了地点は収集されません。

2.車載器のID付きプローブ情報の利用目的

(1)渋滞等を迂回する経路を走行したドライバーを優遇する等の経路情報を活用したサービスが実用化した場合、道路管理者は車載器のID付きプローブ情報を当該サービスの提供に利用します。

(2)道路管理者は、車載器のID付きプローブ情報を、経路情報を活用したサービスの有効性検証等のために利用する場合があります。

(3)道路管理者は、(1)または(2)の目的以外で車載器のID付きプローブ情報を利用しません。

3.車載器のID付きプローブ情報の収集

- (1)道路管理者は、道路管理者が管理するITSスポット※1によって、車載器のID付きプローブ情報を収集する場合があります。
- (2)ETC2.0対応カーナビと連動するETC2.0車載器の利用者は、設定により、(2)で示す情報のうちカーナビゲーションに関する情報、走行位置の履歴、急な車両の動きの履歴について、道路管理者への提供の可否を選択できる場合があります。※5
- ※5: ETC2.0対応カーナビと連動せず単独でプローブ情報を記録できるETC2.0車載器の利用者は、設定により道路管理者へ車載器のID付きプローブ情報の提供を拒否する選択は行えません。また、ETC2.0対応カーナビと連動せず単独でプローブ情報を記録できるETC2.0車載器の利用者は、道路管理者からのお知らせ等とお願いして周知している「プローブ情報の利用及び取り扱いについて」におけるプローブ情報の収集についても同様に、設定により道路管理者への情報の提供を拒否する選択は行えません。「プローブ情報の利用及び取り扱いについて」はETC2.0車載器の説明書または道路管理者Webサイト等に掲載されています。ETC2.0車載器を取得する前に、車載器の説明書等によりあらかじめ確認し、取得するETC2.0車載器を選択してください。

(3)ETC2.0車載器及びETC2.0対応カーナビ利用者は、設定により道路管理者への(2)で示す車載器のID付きプローブ情報の提供を拒否する選択をした場合、2. (1)の経路情報を活用したサービスによる優遇は受けられません。※6

※6:カーナビゲーションに関する情報、走行位置の履歴、急な車両の動きの履歴を提供する機能の無いカーナビゲーションは経路情報を活用したサービスによる優遇が受けられません。

4.車載器のID付きプローブ情報の第三者への提供

- (1)道路管理者は、2. (1)及び(2)の目的のため、収集した車載器のID付きプローブ情報を個別の車両を特定できないよう統計的に処理した情報を、他の情報提供主体、大学等の研究機関、その他第三者に提供することがあります。
- (2)道路管理者は、ETC2.0車載器及びETC2.0対応カーナビ、ITSスポット等の関係設備について、障害発生時の対応や、これらの研究・開発の目的のため、車載器のID付きプローブ情報又はこれらを統計的に処理した情報を、製造・開発メーカー等に提供することがあります。
- (3)道路管理者は、(1)及び(2)以外で車載器のID付きプローブ情報を第三者に提供しません。

5.車載器のID付きプローブ情報の取り扱い等

- (1)道路管理者は、車載器のID付きプローブ情報を安全に管理し、情報の漏えい等の防止に努めます。
 - (2)道路管理者は、車載器のID付きプローブ情報が不要となった時点で、当該車載器のID付きプローブ情報を消去します。
 - (3)道路管理者は、車載器のID付きプローブ情報の提供先における情報の安全管理および提供した情報が不要となった時点で情報を消去することについて、提供先を適切に指導します。
- 6.問い合わせ先**
国土交通省 道路局道路交通管理課高度道路交通システム推進室
03-5253-8111(代)
東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、名古屋高速道路公社、福岡北九州高速道路公社、広島高速道路公社
2015年7月現在

この方針は平成27年7月1日現在のもので、最新の情報については国土交通省のWebサイト等でご確認ください。